**２．府営住宅の移管とは**

府営住宅の移管とは、府内各地の府営住宅の所有権を基礎自治体である市や町に移し、管理運営をその府営住宅が所在する市や町に担っていただくことです。

府営住宅が移管されれば、同一の市や町の中に府営住宅と市町営住宅（あわせて公営住宅といいます。）が併存することは無くなり、全ての公営住宅が市町営住宅となります。このことにより、効率的な管理運営が可能になるだけでなく、まちづくりや住民サービスの向上といった多くのメリットが市や町、住民の皆様にもたらされます。（詳細については「３．移管により期待されるメリット」で紹介させていただきます。）

（１）移管の基本条件

移管の基本条件は以下のとおりです。

1. **土地・建物は、無償・現状有姿により譲渡**
2. **市や町内にある全ての府営住宅を移管**
3. **起債償還相当額（※）は市や町が負担**

　　移管の基本条件は、「府から市や町に対し、府営住宅の土地と建物を現状有姿で無償譲渡」「市や町に所在する全ての府営住宅を移管」「市や町が、移管後、府に対し起債償還相当額（※）を負担」の３点となっています。

また、これまで市町外府民が応募できた継続性や公営住宅が無い又は少ない市町村があるという地域偏在の観点から、移管前の応募や入居状況を踏まえ、移管後の市町外府民の入居について協議をお願いしています。

移管を進めるにあたっては、それぞれの市や町の住宅の状況や、移管を受け入れるための組織体制、財政状況など個別の事情があることから、市や町の意向に基づいて進めることを基本方針としています。

|  |
| --- |
| **※起債償還相当額とは**  　　大阪府が府営住宅の建設等をする際には、必要な費用の約１／２を国からの補助金で手当てし、残りの約１／２については、地方債（１会計年度を超えて行う借入れ）を起こすことで確保しています。  府は、起こした地方債を毎年度償還しており、移管後は移管を受けた市や町に毎年度の償還額に相当する金額を負担していただきます。 |

（２）これまでの実績　　　　　　　　　　　　　　　　 令和６年４月現在

大阪府では、これまで大阪市・大東市・門真市・池田市への移管を

実施しました。

　　大阪府内には、府営住宅の所在する市や町が３８あり、すでに４つの市（大阪市・大東市・門真市・池田市）に対し移管を実施しています。そのうち、大東市・門真市・池田市については順次に移管することとしております。

　　各市の移管スケジュール等については、下記のとおりとなっています。

［大阪市・大東市・門真市・池田市への移管スケジュール等］

|  |  |
| --- | --- |
| 市町名 | 移管スケジュール等 |
| 大阪市  ６２団地　１３，６０５戸  〔移管完了〕 | 平成２７年度　５４団地　１０，１１６戸  平成２８年度　　４団地　　１，２３９戸  平成２９年度　　１団地　　　　５２４戸  平成３０年度　　２団地　　　　４３２戸  令和　５年度　　１団地　　１，２９４戸 |
| 大東市  ７団地　　３，１１３戸 | 平成３０年度　　１団地　　　　１４４戸  令和　４年度　　３団地　　１，３１０戸  令和　８年度　　３団地　　１，６５９戸　を移管予定 |
| 門真市  １０団地　　４，０１７戸 | 平成３１年度　　３団地　　２，４９２戸  令和　６年度　　４団地　　　　９９５戸  令和１０年度　　３団地　　　　５３０戸　を移管予定 |
| 池田市  ３団地　　　　３２９戸 | 令和　２年度　　１団地　　　　　６０戸  　　　　残り　　２団地　　　　２６９戸　協議中 |